

官報

号外 平成五年六月三日

○第百二十六回 衆議院會議録 第三十号

平成五年六月三日(木曜日)

議事日程 第二十二号

平成五年六月三日

午後一時開議

第一 皇太子殿下結婚の儀に当たり賀詞奉呈の件

第二 自衛隊法の一部を改正する法律案(第百二十三回国会、内閣提出)

第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第五 調理師法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

第六 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の会議に付した案件

日程第一 皇太子殿下結婚の儀に当たり賀詞奉呈の件

地方分権の推進に関する決議案(中馬弘毅君外九名提出)

日程第一 自衛隊法の一部を改正する法律案(第百二十三回国会、内閣提出)

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

日程第五 調理師法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

日程第六 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 皇太子殿下結婚の儀に当たり賀詞奉呈の件

○議長(櫻内義雄君) 皇太子徳仁親王殿下には、来る六月九日に御結婚の式を行われれます。全国民とともに私どもの心からお喜び申し上げるところであります。(拍手)

つきましては、本院は、この盛儀に当たり、慶祝の意を表するため、特に院議をもって、天皇陛下並びに皇太子殿下に対し、賀詞を差し上げたいと存じます。

賀詞は議長に一任されたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

賀詞を朗読いたします。

天皇陛下に差し上げる賀詞

皇太子徳仁親王殿下にはきょうのよき日にあたり御結婚の式典をあげさせられ国民ひとしく慶賀にたえないところであります

ここに衆議院は国民を代表して謹んで慶祝の誠を表しあわせて皇室の御繁栄を祈りあげます

皇太子殿下に差し上げる賀詞

皇太子殿下にはきょうのよき日にあたり御結婚の式典をあげさせられ国民あげて喜びにたえないところであります

ここに衆議院は国民を代表して謹んでこの盛儀を祝しあわせて両殿下の御幸福を祈りあげます

〔拍手〕

ただいま御決議になりました賀詞は議長において差し上げることいたします。

○魚住汎英君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

中馬弘毅君外九名提出、地方分権の推進に関する決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(櫻内義雄君) 魚住汎英君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

地方分権の推進に関する決議案(中馬弘毅君外九名提出)

○議長(櫻内義雄君) 地方分権の推進に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。中馬弘毅君。

地方分権の推進に関する決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔中馬弘毅君登壇〕

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました地方分権の推進に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会

平成五年六月三日 衆議院會議録第三十号 地方分権の推進に関する決議案 自衛隊法の一部を改正する法律案

議及び民社党を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

地方分権の推進に関する決議案

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が望むべきゆとりと豊かさを実現できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

以上であります。

我が国は、明治以降の富国強兵・殖産興業の時代、並びに、戦後の復興期及び高度経済成長期を通じて、中央の主導のもと、地方の努力と相まって、著しい発展を遂げ、今日の繁栄を築き上げてまいりました。

しかし、国民生活に必要な基本的な需要が一応充足され、また、高齢化、国際化、情報化等が急速に進展する中で、地方の果たすべき役割が飛躍的に高まった今日、東京一極集中を排除し、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民望むべきゆとりと豊かさを実現できる社会の実現を図るためには、これまでの中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権を積極的に推進することが国民的な期待となっております。

このような期待にこたえるためには、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図ることが、強く求められているのであります。

また、このことは、我が国の国際貢献の強化、政治への信頼回復を求める国民の声にもこたえるものであります。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定を初め、抜本的な施策を総力をあげて断行し、来るべき二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立すべきであります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。(拍手)
この際、自治大臣から発言を求められております。これを許します。自治大臣村田敬次郎君。

〔国務大臣村田敬次郎君登壇〕

○国務大臣(村田敬次郎君) ただいまの地方分権の推進に関する決議案に對しまして所信を申し述べます。

一極集中を是正して国土の均衡ある発展を図り、生活大国をつくり上げていくために、また、二十一世紀の我が国のグランドデザインを考えるに際しまして、現在議論されている政治改革、国会等移転にあわせ、地方分権のより一層の推進が必要であると考えております。

ただいま採択されました御決議の趣旨に十分配慮して、政府としても、今後とも地方分権のより一層の推進に全力を尽くしてまいれる所存でございます。(拍手)

日程第二 自衛隊法の一部を改正する法律案

(第二百二十三回国会、内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第二、自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。安全保障委員長志賀節君。

自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔志賀節君登壇〕

○志賀節君 ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、防衛庁長官が外務大臣から、外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、生命等の保護を要する在外邦人の輸送について依頼があった場合には、航空機により輸送することができるとし、また、この場合において、生命等の保護を要する外国人についても、外務大臣から依頼された者を同乗させることができることとして、ようとするものであります。

本案は、第二百二十三回国会に提出され、自來今国会に至るまで、継続されてきたものであります。今国会におきましては、去る四月二十七日日本会議において、政府から趣旨説明を聴取した後、質疑が行われました。本委員会におきましては、五月十四日中山防衛庁長官から提案理由の説明を聴取した後、同日質疑に入り、その後、慎重かつ熱心に審査を行いました。

質疑は、邦人輸送が必要とされる緊急事態の内容、邦人輸送を自衛隊機により実施するか否かの判断基準、邦人輸送業務の位置づけ、邦人輸送業務に当たっての救出活動の有無、邦人輸送業務に当たっての安全対策、特に派遣航空機の安全確保の

方法、派遣自衛隊員の武器携行の有無等、広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、六月一日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党の魚住汎英君、公明党・国民会議の北側一雄君及び民社党の神田厚君が賛成の立場から、日本社会党・護憲民主連合の山中邦紀君及び日本共産党の東中光雄君が反対の立場から、それぞれ意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横内義雄君) 討論の通告があります。これを許します。山中邦紀君。

〔山中邦紀君登壇〕

○山中邦紀君 私、ただいま議題となりました自衛隊法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党・護憲民主連合を代表して、反対討論を行うものであります。

まず、この法案については多くの問題点があるにもかかわらず、委員会段階において質疑を尽くさないうちに委員長議事の議事整理権の発動により質疑の終局が宣せられ、採決に至った事情は、まことに遺憾であります。

我々は、我が国の海外の渡航者並びに長期滞在者が急増している折から、在外邦人の保護、援助

が国の重要な責務であることを指摘し、在外公館の施設の充実、安全にかかわる情報の収集、提供、通信連絡体制の強化等、保護体制の確立の必要性を強調してまいりました。

ところで、本法案は、外国における災害、騒乱、その他の緊急事態に際して、生命、身体、保護を要する邦人の輸送に自衛隊機を充てることができるとするものであります。

発端は、政府が対米貿易黒字縮小の方策として、昭和六十二年五月、米ボーイング747型機二機を政府専用機として購入することを決定したことにより、その後四年余りを経た平成三年十月に至り、緊急時の在外邦人数出のための輸送その他の使用目的を決め、同時に、総理府から防衛庁への所属がえを決定したのであります。使用目的の検討を尽くさないまま、三百五十九億円の高い買入れ物をした点の批判は免れません。

その上、本法案では、輸送の供用機は、政府専用機から自衛隊機に拡張されたのであります。政府の答弁は、機種は輸送機に限る、武器は、機内秩序維持のため同乗する警務官のけん銃程度である、輸送にとどまり救出には当たらない、安全確保の上の運航であつて問題はない、こういうものであります。

しかし、いわゆるPKO協力法のもとでなされた我が国のカンボジアPKO参加の最近の状況はどうでありますか。当初、政府は、安全性を強調し、武力行使に陥る危険が発生した場合には

独自に撤退できる旨の説明をしておりました。しかし、頻発する武力攻撃の中から、法の枠を超え、自衛隊は、選挙監視要員を輸送の形で、あるいは巡回ないし情報収集の形で警護したのであります。車列の待ち伏せ攻撃に遭遇した場合を想定して、自動小銃を手にした自衛隊員は、実戦さながらの訓練をしたとも報ぜられております。

本法案は、法文自体で、邦人の生命、身体、保護を要する緊急事態での輸送を規定したしております。総理も、一九七五年、サイゴン陥落時の例を引いて、民間機の乗員が危険な業務を拒否する、保険料が禁止的に高くなる、こういう事態に備えての立法措置である趣旨のことを述べています。確認した安全が現地で崩れ、騒乱状態の一方当事者が、軍用機であるがゆえに敵対性ありとみなし、攻撃してくることも十分予想されるのであります。

使用機種等に関する政府答弁は、現段階における運用方針にとどまり、法的根拠に立つものではありません。自衛隊法は、自衛官に警護する航空機防護のための武器使用を認めております。航空機の内外を問いません。本法案作成の前提となつた政府専用機検討委員会の決定は、邦人数出のための輸送供用といたしております。緊急事態における邦人の生命、身体保護のための、救出のための輸送ですから、状況次第で小型武器を携行し、機外における救出作業に及ぶことは、事の自然であります。

いわゆる自然権の権利として、正当防衛あるいは緊急避難的に武器を使用し、結局武力行使に巻き込まれることは大いにあり得るのであります。自然権の権利の発想は、武器の使用のみならず、その前提である武器の所持自体が自然権の権利であるという銃器社会の考え方に結びついているのであり、具体的な携帯武器の内容は、そのときの具体的状況に左右されるのであります。

使用機種に関し、制限的運用を図る旨の政府答弁を担保する法的枠組みはありません。

本法案のもとでは、輸送に赴いた自衛隊機が場合により武力行使に巻き込まれ、みずからも武器使用しないし武力行使——この区別が実質的でないことは、カンボジアPKOが明らかにしたところでありました。武器使用しないし武力行使を余儀なくされる余地を有しております。海外における武力行使は、海外派兵の実質を有することとなり、そうすれば明らかに憲法に抵触する事態になるのであります。

安全ならば民間機が機能するでありましょう。国際人道法が確立しつつある現在、領域内とはいえ、民間航空機を攻撃することには国際世論の強い批判が集中いたします。大韓航空機撃墜事件に見るとおりであります。

かつて、政府専用機を総理府が所管、運用していた実例があります。一九八五年、東京サミットの要人輸送に当たったヘリコプター三機の場合であります。このヘリコプターもボーイング機同

機、現在自衛隊が運用に当たっているものでありますが、それらの部隊は専ら専用機の運用に当たっているものであり、また専用機は、実施部隊に供用されることはなく、自衛隊の本務から独立していると言えらるゝのであります。そうであれば、機数、要員を増加した現在、専用機全部を総理府の所管とし、他に政府専用多目的船舶も備え、これらを統一的に運用し、在外邦人の保護、援助に遺憾なきを期することも十分考えられるところであります。

政府は、専用機は、自衛隊の装備の規模を決めた防衛大綱の別表の外にあると言います。冷戦解消、世界的軍縮の流れの中で、我が国のまずなすべきことは軍備の縮小であります。この点の展望を何ら示すことなく、自衛隊法第八章雜則に一条を付加し、付随的任務のために逆に装備を加え規模を拡大することは認めがたいところであります。

以上の理由により、我々は、本案に強く反対するものであります。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長中馬弘毅君。

弘毅君。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中馬弘毅君登壇〕

○中馬弘毅君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況にかんがみ、今回の補正予算における所得税及び法人税の減額補正に伴う地方交付税の減少額四百六十四億円について、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を縮減することによって全額補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保しようとするものであります。

本案は、五月三十一日本委員会に付託され、六

月一日村田自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、今回の補てん措置の性格、景気対策に伴う地方財政措置、地方財政の充実策等を中心に質疑を行いました。

次いで、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

日程第四 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、社会保険労務士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

〔厚生委員長提出〕

○議長(櫻内義雄君) 日程第四、社会保険労務士

法の一部を改正する法律案、日程第五、調理師法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生委員長浦野休興君。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
調理師法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔浦野休興君登壇〕

○浦野休興君 ただいま議題となりました二法案について、趣旨弁明を申し上げます。

まず、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年、社会経済情勢の変化や高齢化社会の到来等と相まって、労働・社会保険関係法規の整備充実が図られ、その内容は、極めて複雑かつ専門的なものとなつてきており、社会保険労務士の果たす役割はますます重要なものとなっております。

本案は、このような状況にかんがみ、社会保険労務士の資質の向上等を図るため、社会保険労務士会への入会制度を整備するとともに、その職務内容を明確にする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、社会保険労務士が行う労働に関する相談・指導業務の重点が、労務管理に関する相談・

指導業務にあることを明確にし、試験科目名も変更すること。

第二に、社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けたときに、当然、社会保険労務士会の会員となること。

第三に、この法律の施行後、三年を経過する日までに社会保険労務士会の会員にならなかった社会保険労務士は、その登録を抹消されること。

その他所要の経過措置を講ずること。

第四に、この法律は、平成六年四月一日から施行すること。

でありす。

次に、調理師法の一部を改正する法律案について申し上げます。

近年の国民の外食依存の傾向にかんがみ、飲食店等において調理の業務に携わる調理師の資質の向上を図ることがますます重要なものとなっておりますが、調理師に關しては、免許交付後、その者の氏名、住所等が把握されておらず、その資質の向上を目的とした講習会等を実施することが困難な状況となっております。

本案は、このような状況を改善し、飲食店等において調理の業務に従事する調理師に、二年ごとに、その氏名、住所等の届け出を行わせるとともに、都道府県知事が指定する者に、その届け出の受理に係る事務の全部または一部を行わせること。

なお、この法律は、公布の日から施行すること。

であります。

以上が、二法案の趣旨及び内容でありますがいずれも昨日の厚生委員会において成案とし、全会一致をもって厚生委員会提出の法律案と決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも可決いたしました。

日程第六 電波法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第六、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長亀井久興君。

君。

電波法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔亀井久興君登壇〕

○亀井久興君 ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととするほか、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等所要の改正を行おうとするものであります。

本案は、去る四月二十七日通信委員会に付託され、五月二十六日小泉郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二日質疑を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第七、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長平沼赳夫君。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔平沼赳夫君登壇〕

○平沼赳夫君 ただいま議題となりました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定

できるようにするとともに、品質に関する適正な表示を行う農林物資の対象範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る五月十一日本委員会に付託され、五月十九日田名部農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、六月一日参考人から意見を聴取し、六月二日政府に対する質疑を行いました。

質疑を終局いたしましたところ、本案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の四党共同提案に係る修正案並びに日本共産党の提案に係る修正案が提出され、それぞれ趣旨説明の後、採決いたしましたところ、日本共産党の提案に係る修正案を少数をもって否決し、四党共同提案に係る修正案及び修正部分を除く原案を全会一致をもって可決し、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本修正案は、農林物資規格調査会の専門委員の構成をさらに明確にする等と内容とするものであります。

また、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

出席閣僚大臣

厚生大臣 丹羽 雄哉君
農林水産大臣 田名部匡省君
郵政大臣 小泉純一郎君
自治大臣 村田敬次郎君
国務大臣 中山 利生君

○朗読を省略した議長報告

(通知書受領)

一、去る五月二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便貯金法の一部を改正する法律

一、昨二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る五月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成四年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況の報告書

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく平成五年度において実施すべき交通安全施策に関する計画の報告書

(政府委員承認)

一、去る五月二十七日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省文化交流部長 沼田 貞昭
部長事務代理

一、昨二日、櫻内議長は、宮澤内閣総理大臣申し出の次の者を、第百二十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房文化交流部長 木村 崇之
(政府委員任命)

一、去る五月二十七日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二十七日議長において承認した沼田貞昭を、同日第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、二日議長において承認した木村崇之を、同日第百二十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る五月二十七日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、同日(外務省文化交流部長)木村崇之の第百二十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二日、宮澤内閣総理大臣から櫻内議長あて、第百二十六回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

外務大臣官房文化交流部長事務代理 沼田 貞昭 (解職) 平 五六一

(議長変更)

一、去る五月二十六日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

一 波谷 修君
五 徳田 虎雄君
五四 岡崎 宏美君
一三三 松本 龍君

(理事補欠選任)

一、昨二日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 冬柴 鐵三君 (理事冬柴鐵三君去る四月二十七日委員辭任につきその補欠)

大蔵委員会

理事 日笠 勝之君 (理事日笠勝之君去る五月二十六日委員辭任につきその補欠)

(常任委員辭任及び補欠選任)

一、去る五月二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

東 祥三君 二見 伸明君
二見 伸明君 東 祥三君

補欠

地方行政委員

辭任

齊藤 節君 日笠 勝之君
日笠 勝之君 齊藤 節君

補欠

法務委員

辭任

山田 英介君 井上 義久君
井上 義久君 山田 英介君

補欠

外務委員

辭任

新村 勝雄君 遠藤 登君
遠藤 登君 新村 勝雄君

補欠

大蔵委員

辭任

渡辺美智雄君 井上 義久君
井上 義久君 渡辺美智雄君

補欠

商工委員

辭任

甘利 明君 奥田 幹生君
奥田 幹生君 甘利 明君

補欠

古賀 一成君 古賀 正浩君
古賀 正浩君 古賀 一成君

佐藤 信二君 田辺 広雄君
田辺 広雄君 佐藤 信二君

真鍋 光広君 増岡 博之君
増岡 博之君 真鍋 光広君

鈴木 久君 相沢 英之君
相沢 英之君 鈴木 久君

石原慎太郎君 佐藤 守良君
佐藤 守良君 石原慎太郎君

高島 修君 虎島 和夫君
虎島 和夫君 高島 修君

古賀 正浩君 奥田 幹生君
奥田 幹生君 古賀 正浩君

中山 太郎君 渡辺美智雄君
渡辺美智雄君 中山 太郎君

吉岡 賢治君 吉岡 賢治君
吉岡 賢治君 吉岡 賢治君

田辺 広雄君 田辺 広雄君
田辺 広雄君 田辺 広雄君

佐藤 信二君 佐藤 信二君
佐藤 信二君 佐藤 信二君

奥田 幹生君 奥田 幹生君
奥田 幹生君 奥田 幹生君

古賀 正浩君 古賀 正浩君
古賀 正浩君 古賀 正浩君

科学技術委員

辭任

不破 哲三君 吉井 英勝君
吉井 英勝君 不破 哲三君

補欠

予算委員

辭任

相沢 英之君 森 英介君
森 英介君 相沢 英之君

補欠

予算委員

辭任

石原慎太郎君 赤城 徳彦君
赤城 徳彦君 石原慎太郎君

内海 英男君 井奥 貞雄君
井奥 貞雄君 内海 英男君

高島 修君 久岡 章生君
久岡 章生君 高島 修君

中山 太郎君 増子 輝彦君
増子 輝彦君 中山 太郎君

綿貫 民輔君 星野 行男君
星野 行男君 綿貫 民輔君

二見 伸明君 倉田 栄喜君
倉田 栄喜君 二見 伸明君

東中 光雄君 吉井 英勝君
吉井 英勝君 東中 光雄君

中野 寛成君 伊藤 英成君
伊藤 英成君 中野 寛成君

赤城 徳彦君 衛藤 晟一君
衛藤 晟一君 赤城 徳彦君

増子 輝彦君 谷津 義男君
谷津 義男君 増子 輝彦君

伊藤 英成君 東 順治君
東 順治君 伊藤 英成君

井奥 貞雄君 中野 寛成君
中野 寛成君 井奥 貞雄君

衛藤 晟一君 石原慎太郎君
石原慎太郎君 衛藤 晟一君

星野 行男君 綿貫 民輔君
綿貫 民輔君 星野 行男君

森 英介君 相沢 英之君
相沢 英之君 森 英介君

吉井 英勝君 正森 成二君
正森 成二君 吉井 英勝君

議院運営委員

辞任

補欠

目黒吉之助君 鈴木 久君
鈴木 久君 目黒吉之助君

一、去る五月二十七日、議長において、次のとおり
常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

補欠

中谷 元君 岩屋 毅君
岩屋 毅君 中谷 元君

労働委員

辞任

補欠

市川 雄一君 石田 祝穂君
石田 祝穂君 市川 雄一君

予算委員

辞任

補欠

石田 祝穂君 市川 雄一君
市川 雄一君 石田 祝穂君

地方行政委員

辞任

補欠

井奥 貞雄君 柳本 卓治君
柳本 卓治君 井奥 貞雄君

外務委員

辞任

補欠

川島 實君 松原 脩雄君
松原 脩雄君 川島 實君

安全保障委員

辞任

補欠

中尾 栄一君 上草 義輝君
上草 義輝君 中尾 栄一君

額賀福志郎君 衛藤征士郎君
衛藤征士郎君 額賀福志郎君

松原 脩雄君 川島 實君
川島 實君 松原 脩雄君

山口那津男君 斉藤 節君
斉藤 節君 山口那津男君

上草 義輝君 中尾 栄一君
中尾 栄一君 上草 義輝君

衛藤征士郎君 額賀福志郎君
額賀福志郎君 衛藤征士郎君

川島 實君 松原 脩雄君
松原 脩雄君 川島 實君

斉藤 節君 山口那津男君
山口那津男君 斉藤 節君

一、昨二日、議長において、次のとおり常任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

東 祥三君 吉井 光照君
吉井 光照君 東 祥三君

法務委員

辞任

補欠

大内 啓伍君 中野 寛成君
中野 寛成君 大内 啓伍君

大蔵委員

辞任

補欠

池田 元久君 和田 貞夫君
和田 貞夫君 池田 元久君

厚生委員

辞任

補欠

坂井 隆憲君 塩谷 立君
塩谷 立君 坂井 隆憲君

外口 玉子君 秋葉 忠利君
秋葉 忠利君 外口 玉子君

吉井 光照君 伏屋 修治君
伏屋 修治君 吉井 光照君

塩谷 立君 坂井 隆憲君
坂井 隆憲君 塩谷 立君

秋葉 忠利君 外口 玉子君
外口 玉子君 秋葉 忠利君

農林水産委員

辞任

補欠

加藤 紘一君 住 博司君
住 博司君 加藤 紘一君

星野 行男君 増田 敏男君
増田 敏男君 星野 行男君

三ッ林弥太郎君 山本 拓君
山本 拓君 三ッ林弥太郎君

村岡 兼造君 鈴木 宗男君
鈴木 宗男君 村岡 兼造君

辻 一彦君 北川 昌典君
北川 昌典君 辻 一彦君

鈴木 宗男君 村岡 兼造君
村岡 兼造君 鈴木 宗男君

住 博司君 加藤 紘一君
加藤 紘一君 住 博司君

増田 敏男君 星野 行男君
星野 行男君 増田 敏男君

山本 拓君 三ッ林弥太郎君
三ッ林弥太郎君 山本 拓君

北川 昌典君 辻 一彦君
辻 一彦君 北川 昌典君

通信委員

辞任

補欠

小林 興起君 衛藤 晟一君
衛藤 晟一君 小林 興起君

労働委員

辞任

補欠

田邊 誠君 岡崎トミ子君
岡崎トミ子君 田邊 誠君

山下八洲夫君 伊東 秀子君
伊東 秀子君 山下八洲夫君

伊東 秀子君 山下八洲夫君
山下八洲夫君 伊東 秀子君

環境委員

辞任

補欠

愛知 和男君 加藤 紘一君
加藤 紘一君 愛知 和男君

住 博司君 三ッ林弥太郎君
三ッ林弥太郎君 住 博司君

前田 武志君 佐藤 守良君
佐藤 守良君 前田 武志君

増岡 博之君 村岡 兼造君
村岡 兼造君 増岡 博之君

岡崎トミ子君 田邊 誠君
田邊 誠君 岡崎トミ子君

加藤 紘一君 愛知 和男君
愛知 和男君 加藤 紘一君

佐藤 守良君 前田 武志君
前田 武志君 佐藤 守良君

三ッ林弥太郎君 住 博司君
住 博司君 三ッ林弥太郎君

村岡 兼造君 増岡 博之君
増岡 博之君 村岡 兼造君

田邊 誠君 岡崎トミ子君
岡崎トミ子君 田邊 誠君

予算委員

辞任

補欠

中野 寛成君 大内 啓伍君
大内 啓伍君 中野 寛成君

(議案提出)

一、去る一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

住宅基本法案(木間章君外六名提出)

一、昨日、委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

調理師法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)

地方分権の推進に関する決議案(中馬弘毅君外九名提出)

(議案受領)

一、去る五月二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

環境影響評価法案

(委員会審査省路要求書受領)

一、昨日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

地方分権の推進に関する決議案

中馬弘毅君外九名

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号) 地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る五月二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成五年度一般会計補正予算(第一号)

平成五年度特別会計補正予算(特第一号)

平成五年度政府関係機関補正予算(機第一号)

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(第百二十三回国会内閣提出、本院継続審査)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る五月二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

一、昨日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る一日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があった。

住宅基本法案(吉井光照君外二名提出、第百二十四国会衆法第三号)

地方分権の推進に関する決議案

右の議案を提出する。

平成五年六月二日

提出者

中馬 弘毅 岡島 正之
増田 敏男 福永 信彦
小坂 憲次 古屋 圭司
谷村 啓介 小川 信
山口那津男 神田 厚
賛成者
井奥 貞雄外三十四名

地方分権の推進に関する決議

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が希望するゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問い直し、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

右決議する。

自衛隊法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成四年三月十日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

平成五年六月三日 衆議院會議録第三十号 自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

自衛隊法の一部を改正する法律

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百一条を第百一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(在外邦人等の輸送)

第百一条 長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する邦人の輸送の依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による当該邦人の輸送を行うことができる。この場合において、長官は、外務大臣から当該緊急事態に際して生命又は身体の保護を要する外国人として同乗させることを依頼された者を同乗させることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

生命等の保護を要する在外邦人の輸送について外務大臣から依頼があつた場合に防衛庁長官が航空機により輸送することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百二十三回国会閣法第六一号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、生命等の保護を要する在外邦人の輸送について外務大臣から依頼があつた場合に、防衛庁長官が航空機により輸送することができることとする等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

防衛庁長官は、外務大臣から外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、生命等の保護を要する在外邦人の輸送について依頼があつた場合には、航空機により輸送することができることとし、また、この場合において、生命等の保護を要する外国人についても、外務大臣から依頼された者を同乗させることができることとしようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、生命等の保護を要する在外邦人の輸送について外務大臣から依頼があつた場合に、防衛庁長官が航空機により輸送することができることとする等の措置を講じようとするもので、妥当と認め、これを可決すべきものと議決

した次第である。

右報告する。

平成五年六月一日

安全保障委員長 志賀 節

衆議院議長 櫻内 義雄殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成五年五月十四日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「四千億円」を「三千五百三十六億円」に改め、同条第三項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成六年度	三千九百五億円
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千三百三十八億円
平成九年度	五千六百三十億円
平成十年度	五千七百十億円
平成十一年度	五千八百一億円
平成十二年度	五千八百三十億円
平成十三年度	五千八百四十二億四千万円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七条中「三千六百三十億円」を「三千六百六十六億円」に改め、同条の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成六年度	三千九百五億円
平成七年度	三千九百七十五億円
平成八年度	四千三百三十八億円

平成九年度
平成十年度
平成十一年度
平成十二年度
平成十三年度

五千六百三十億円
五千七百十億円
五千八百一億円
五千八百三十億円
五千八百四十二億四千万円

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を縮減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、今回の補正予算における所得税及び法人税の減額補正に伴う地方交付税の減少額を補てんし、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を四百六十億円縮減しようとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の状況にかんがみ、平成五年度分の地方交付税の総額の特例として減額すべき額を縮減しようとする本案は妥当と認め、可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成五年度一般会計補正予算（第1号）の歳出において、地方交付税交付金の追加額として四百六十四億円が計上されている。

平成五年六月一日

地方行政委員長 中島 弘毅

衆議院議長 櫻内 義雄殿

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年六月二日

提出者

厚生委員長 浦野 然典

社会保険労務士法の一部を改正する法律

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「労働」を「労働管理その他の労働」に改める。

第九条第七号中「労働」を「労働管理その他の労働」に改める。

第十七条第一項中「社会保険労務士会の会員である社会保険労務士（以下「会員社会保険労務士」という。）を「社会保険労務士」に改め、同条第二項及び第三項中「会員社会保険労務士」を「社会保険労務士」に改める。

第十九条第二項中「一年間」を「二年間」に改める。

第二十五条の八第一項を次のように改める。

社会保険労務士は、第十四条の二第一項の規定による登録を受けた時に、当然、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員となる。

一 当該社会保険労務士が第十四条の二第一項の規定による登録のほか、同条第二項の規定による登録を受けた場合 当該登録に係る事務所の所在地の属する都道府県の区域

二 当該社会保険労務士が第十四条の二第一項の規定による登録のほか、同条第三項の規定による登録を受けた場合 当該登録に係る事業所の所在地の属する都道府県の区域

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該社会保険労務士の住所の属する都道府県の区域

第二十五条の八第二項中「退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は」を削り、「なつたときは」の下に「その該当することとなつた時に、当然」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 社会保険労務士が第十四条の四の規定による変更登録を受けた場合において、第十四条の二第一項の規定による登録を受けたこととならば前項の規定によりその者が所属することとなる社会保険労務士会（以下この項において「変更後の社会保険労務士会」という。）が当該変更登録を受けた際にその者が所属していた社会保険労務士会（以下この項において「変更前の社会保険労務士会」という。）と異なるときは、当該社会保険労務士は、当該変更登録を受けた時に、当然、変更前の社会保険労務士会を退会し、変更後の社会保険労務士会の会員となる。

第二十五条の十五中「会員社会保険労務士」を「社会保険労務士」に改める。

第二十七条中「会員社会保険労務士」を「社会保険労務士」に、「附随して」を「付随して」に改める。別表第二第八号中「労働及び」を「労働管理その他の労働及び」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。

(帳簿の保存に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前帳簿閉鎖がされた帳簿及びその関係書類については、施行日において当該帳簿閉鎖の時から一年を経過していないものに限り、改正後の社会保険労務士法(以下「新法」という。)第十九条第二項の規定を適用する。

(社会保険労務士会の会員である社会保険労務士に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に社会保険労務士会の会員であり、引き続き当該社会保険労務士会の会員である社会保険労務士は、新法第十四条の二第一項の規定による登録を受けたとしたならば新法第二十五条の八第一項の規定によりその者が所属することとなる社会保険労務士会(以下「所属することとなる社会保険労務士会」という。)がその者が現に所属している社会保険労務士会と異なるときは、主務省令で定めるところにより、当該所属することとなる社会保険労務士会に入会届を提出して、当該所属することとなる社会保険労務士会の会員となることができる。

2 前項の入会届を提出した社会保険労務士は、当該入会届を提出した時に、現に所属している社会保険労務士会を退会し、所属することとなる社会保険労務士会の会員となる。

(社会保険労務士会の会員でない社会保険労務士に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に社会保険労務士会の会員でない社会保険労務士は、施行日から起算して三年を経過する日までに、主務省令で定めるところにより、所属することとなる社会保険労務士会に入会届を提出して、当該所属することとなる社会保険労務士会の会員となることとすることができる。

2 前項の入会届を提出した社会保険労務士は、当該入会届を提出した時に、所属することとなる社会保険労務士会の会員となる。

3 第一項に規定する社会保険労務士が施行日から起算して三年を経過する日までに社会保険労務士会の会員とならなかったときは、その翌日において新法第十四条の十第一項第一号に該当することとなったものとみなして、同項の規定を適用する。

第五条 社会保険労務士会の会員でない社会保険労務士については、施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第十七条及び第二

十五条の十五の規定は、適用しない。

第六条 施行日から起算して三年を経過する日までの間における新法第二十七条の規定(これに係る罰則の規定を含む。)の適用については、社会保険労務士会の会員でない社会保険労務士は、社会保険労務士でない者とみなす。

(試験科目の一部の免除に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に改正前の社会保険労務士法(以下「旧法」という。)第十一条の規定により旧法別表第二第八号の試験科目について試験の免除を受けている者は、新法第十一条の規定により新法別表第二第八号の試験科目について試験の免除を受けている者とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

社会保険労務士制度の実情等にかんがみ、社会保険労務士の資質の向上等を図るため、社会保険労務士会への入会制度を整備するとともに、社会保険労務士の職務内容を明確にする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

調理師法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成五年六月二日

提出者

厚生委員長 浦野 依興

調理師法の一部を改正する法律

調理師法(昭和三十三年法律第四百十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(届出)

第五条の二 多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生省令の定めるものにおいて調理の業務に従事する調理師は、厚生省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、厚生省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務(以下「届出受理事務」という。)を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者(以下「指定届出受理機関」という。)に届

3 郵政大臣は、第一項の郵政省令を制定し、又は改廃しようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(指定無線設備の販売における告知等)

第二百二条の十四 前条第一項の規定により指定された特定周波数無線設備(以下「指定無線設備」という。)の小売を業とする者(以下「指定無線設備小売業者」という。)は、指定無線設備を販売するときは、当該指定無線設備を販売する契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許を受けなければならない旨を、告げ、又は郵政省令で定める方法により示さなければならない。

2 指定無線設備小売業者は、指定無線設備を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を郵政省令で定めるところにより記載した書面を購入者に交付しなければならない。

一 前項の規定により告げ、又は示さなければならない事項

二 無線局の免許がないのに、指定無線設備を使用して無線局を開設した者は、この法律に定める刑に処せられること。

三 指定無線設備を使用する無線局の免許の申請書を提出すべき官署の名称及び所在地

(指示)

第二百二条の十五 郵政大臣は、指定無線設備小売

業者が前条の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

2 郵政大臣は、前項の規定による指示をしようとするときは、通商産業大臣の同意を得なければならない。

(報告及び立入検査)

第二百二条の十六 郵政大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、指定無線設備小売業者から、その業務に関し報告を徴し、又はその職員に、指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十八条の十二第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に準用する。

第四百四条の三を削り、第四百四条の四を第四百四条の三とし、第四百四条の五を第四百四条の四とし、第四百四条の六を第四百四条の五とする。

第四百六条第一項中「五十万円」を「五十万円」に改める。

第四百八条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第四百八条の二第二項中「百万円」を「二百五十万円」に改める。

第四百九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項中「三十万円」を「百万円」に改める。

第四百九条の二中「第二百二条の十三第六項」を「第二百二条の十七第六項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四百十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四百十条の二中「第二百二条の十三第六項」を「第二百二条の十七第六項」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第四百十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第四百十二条中「二十万円」を「五十万円」に改め、

同条第二号中「第三十八条の二第六項」の下に「又は第七項」を加える。

第四百十三条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の二号を加える。

十一 第二百二条の十五第一項の規定による指示に違反した者

十二 第二百二条の十六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四百十三条の二中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第二百二条の十三第六項」を「第二百二条の十七第六項」に改める。

第四百十五条及び第四百十六条中「十万円」を「三十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、目次、第五条第二項、第六条、第七条第一項及び第三十九条の三の改正規定、第九十九条の十一第一項第一号の改正規定中「第七条第一項第四号」を「第七条第一項第三号」に改める部分、第四百四条の三を削り、第四百四条の四を第四百四条の三とし、第四百四条の五を第四百四条の四とし、第四百四条の六を第四百四条の五とする改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第四百四条の三を削る改正規定の施行前に改正前の電波法第四百四条の三の規定により同法第五条第二項第四号及び第六号に掲げる無線局について郵政大臣が付した予備免許、免許若しくは許可の条件若しくは期限又は郵政大臣がした運用の制限は、第四百四条の三を削る改正規定の施行の日、その効力を失う。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととし、あわせて行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととし、あわせて行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲

の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 無線局の免許申請者の欠格事由の緩和関係
(一) アマチュア無線局並びに陸上を移動するものに開設し、又は携帯して使用するため

に開設する無線局及びこれらの無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局について、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととする。

(二) その他規定の整備をすること。

2 無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化関係

放送をする無線局以外の無線局の免許申請については、無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法を添付書類に記載することとすることを、財政的基礎に関する審査を行わないものとする。

3 技術基準適合証明の表示の除去関係

第三十八条の二第五項の規定により表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、郵政省令で定める方法により、その

表示を除去しなければならないこととする。

4 特定周波数無線設備が特定不法開設局に使用されることの防止関係

(一) 郵政大臣は、第四条の規定に違反して開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの(特定不法開設局)が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備(特定不法開設局に使用されるおそれが少ないものを除く。以下「特定周波数無線設備」という。)が広く販売されているため、特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、郵政省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき

無線設備として指定することができることとする。指定の必要がなくなったと認めるときは、これを解除しなければならないこととする。

(二) 前記(一)の規定により指定された無線設備(指定無線設備)の小売業者とする者(指定無線設備小売業者)は、指定無線設備を販売するときは、当該指定無線設備を販売する契約を締結するまでの間に、その相手方

に対して、当該指定無線設備を使用して無線局を開設しようとするときは無線局の免許を受けなければならない旨を、告げ、又は示さなければならないこととし、かつ、指定無線設備を販売する契約を締結したときは、遅滞なく、無線局を不法に開設した場合の罰則等を記載した書面を購入者に交付しなければならないこととする。

(三) 郵政大臣は、指定無線設備小売業者が前記(二)の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、その指定無線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができることとする。

(四) 郵政大臣は、指定無線設備小売業者から、その業務に関し報告を徴し、又はその職員に指定無線設備小売業者の事業所に立ち入り、指定無線設備等を検査させることができることとする。

5 その他

(一) 指定無線設備を定める郵政省令の制定等については、電波監理審議会に諮問しなければならないこととする。

(イ) 技術基準適合証明の表示の除去に関し、これに違反した場合の罰則の規定を設けること。

(ロ) 指定無線設備小売業者が4(ロ)の指示に違反した場合等の罰則の規定を設けること。

(ハ) 罰金及び過料の金額の引上げを行うこと。

6 施行期日等

(一) この法律は、平成六年四月一日から施行すること。ただし、無線局の免許申請者の欠格事由の緩和に関する事項及び無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化に関する事項は公布の日から施行するものとする。

(二) その他所要の経過措置を設けることとする。

二 議案の可決理由

本案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、無線局の免許申請者の欠格事由を緩和し、あわせて無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化を図るとともに、不法な無線局の増加に対処するための所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を

付することに決した。
右報告する。

平成五年六月二日

通信委員長 亀井 久興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

電波法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項に留意して、その実施に努めるべきである。

一 高度情報社会の進展に伴う電波利用の重要性にかんがみ、その秩序ある発展を図るため、利用者・国民の意見を踏まえた電波利用の将来を展望し、健全で活力ある電波利用の基盤整備に努めること。

一 電波監視体制の充実・強化をより一層推進するとともに、関係機関との連携の強化を図り、不法無線局の根絶に努めること。

一 指定無線設備の免許情報告知制度及び技術基準適合証明の表示の除去義務についてその周知徹底に努め、もって不法開設局の防止に万全を期すること。

一 電波利用料の確実な収納に努めるとともに、電波利用料制度の実施状況を明らかにし、その定着を図ること。

一 周波数の有効利用を一層促進するとともに、新たな周波数資源の開発を行う等電波利用技術の研究開発をさらに推進すること。

一 無線局数の増大に適切に対処するため、電波行政の規制緩和を図るとともに、行政事務の簡素・合理化を一層推進すること。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成五年三月十一日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第二項中「基準をいい、日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格を「基準」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準(次号に掲げるものを除く。)

二 生産の方法についての基準

4 前項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資であつて、次に掲げるものについて制定することができる。

一 格付を行うには第十四条第二項第一号に掲げる検査と併せて同項第二号に掲げる検査を行うことが必要な農林物資

二 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)第六条第一項の規格が制定されている農林物資

三 その特性からみて第十四条第二項第一号に掲げる検査によつては格付を行うことが困難な農林物資

第六条及び第八条第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第十二条ただし書を次のように改める。
ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

第十四条の前の見出し中「格付け」を「格付」に改め、同条第一項中、「省令で定める格付けの方法に従い」を削り、「格付けを行なつた」を「格付を行つた」に、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「格付けをした」を「格付をした」に、「格付けの表示」を「格付の表示」に、「附する」を「付する」に改め、「、当該省令で定める格付けの方法に従い」を削り、同条第三項中「格付け」を「格付」に改め、「（農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四号）第十六条第一項の規定による表示を除く。以下同じ。）」を削り、「省令」を「農林水産省令」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「格付け」を「格付」に、「省令」を「農林水産省令」に、「行なわせ」を「行わせ」に、「行なう」を「行う」に、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「表

第十四条第一項の次に次の一項を加える。

一 第二条第三項第一号に掲げる基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物

第十五条の二第一項各号列記以外の部分中「第

第十五条の二第二項各号列記以外の部分中「第十四条第二項」を、「第十四条第三項又は第四項」に、「格付け」を「格付」に改め、「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、「その者」を「当該製造業者又は生産行程管理者」に、「同項」を「同条第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、同条第

第十七条の二第二項中「行なう格付け」を「行う格付け」に改め、同条第二項中「格付け」を「格付」に改める。

第十七条の三の次に次の一条を加える。

(小分け業者に係る格付の表示)

第十七条の四 農林水産省の機関、都道府県又は登録格付機関は、農林物資の小分けを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）から、農林

水産省令で定めるところにより、格付の表示の付してある第二号第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。第十九条の三の二第一項において同じ。)について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付したい旨の申請があつた場合において、特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受け、当該農林物資の小分け業者に小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付させることができる。

2 第十五条の二第一項及び第四項の規定は、前項の規定に基づき格付の表示を付する小分け業者について準用する。

第十八条の見出し中「格付け」を「格付」に改め、同条第一項本文中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「格付け」を「格付」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 農林物資の製造業者が第十四条第三項又は第十五条第一項の規定に基づき、その製造若

しくは加工に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
二 農林物資の生産行程管理者が第十四条第四項又は第十五条第一項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

三 農林物資の小分け業者が前条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合
四 外国製造業者(外国において本邦に輸出される農林物資の製造又は加工を業とする者)をいう。以下同じ。が第十九条の三第一項又は第三項の規定に基づき、その製造若しくは加工に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

五 外国生産行程管理者(外国において本邦に輸出される農林物資の生産業者その他の当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)が第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合
六 外国小分け業者(外国において本邦に輸出

される農林物資の小分けを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。)をいう。以下同じ。が第十九条の三の二第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付する場合

第十八条第二項中「格付け」を「格付」に、「行なつた」を「行つた」に、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「附して」を「付して」に改め、同条第三項中「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に、「格付け」を「格付」に、「附して」を「付して」に改める。

第十九条中「格付け」を「格付」に、「附して」を「付して」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十九条の二中「行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項」を「行う格付、農林物資の製造業者若しくは生産行程管理者が第十四条第三項若しくは第四項」に、「基づき行なう格付け」を「基づき行う格付」に、「が同項」を「又は生産行程管理者が同条第三項若しくは第四項」に改め、

「含む。」の下に「又は農林物資の小分け業者が第十七条の四第一項の規定に基づき行う格付の表示」を加え、「又は製造業者」を「製造業者若しくは生産行程管理者又は小分け業者」に、「又は格付

け」を「又は格付」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十九条の三の前の見出しを(外国製造業者等に係る格付の表示等)に改め、同条第一項中「格付け」を「格付」に、「省令」を「農林水産省令」に、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「若しくは第二項」を、「外国製造業者」の下に「又は外国生産行程管理者」を加え、「省令」を「農林水産省令」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「格付け」を「格付」に改め、「いう。」の下に「又は外国生産行程管理者で農林水産大臣の認定を受けたもの(以下「認定外国生産行程管理者」という。))」を加え、「若しくは容器」を「容器若しくは送り状」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 農林水産省の機関又は登録格付機関は、第二條第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格による同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資の格付を円滑に実施するため特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、その格付に関する業務のうち日本農林規格に適合するかどうかの判定その他の農林水産省令で定める業務以外のものを当該農林物資に係る外国生産行程管理者に行わせ、又はそ

の行方判定の結果に基づいて当該外国生産行程管理者に当該農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付させることができる。

第十九条の三の次に次の一条を加える。

第十九条の三の二 農林水産省の機関又は登録格付機関は、外国小分け業者から、農林水産省令で定めるところにより、格付の表示の付してある第二条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に格付の表示を付したい旨の申請があつた場合において、特に必要があるときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受け、当該農林物資に係る外国小分け業者に小分け後の当該農林物資又はその包装若しくは容器に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付させることができる。

2 前条第四項の規定は、前項の承認に係る外国小分け業者について準用する。

第十九条の四を次のように改める。

第十九条の四 第十九条の三第一項又は第二項の規定に基づき格付に関する業務の一部を行う外国製造業者若しくは外国生産行程管理者又は前条第一項の規定に基づき格付の表示を付する外

国小分け業者は、第十八条第一項第四号から第六号までに掲げる場合を除き、本邦に輸出される農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第十九条の五中「認定外国製造業者」を「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者について」、「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項」に、「認定に」を「認定について」、「第十九条の三第一項の規定」を「第十九条の三第一項若しくは第二項の規定」に、「格付けに」を「格付に」に、「行う外国製造業者」を「行う外国製造業者若しくは外国生産行程管理者又は第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付する外国小分け業者について、それぞれに」、「農林物資の製造業者」とあるのは「外国製造業者」を「農林物資の製造業者又は生産行程管理者」とあるのは「外国製造業者又は外国生産行程管理者」に、「行なう格付け又は農林物資の製造業者が第十四条第二項」を「行う格付、農林物資の製造業者若しくは生産行程管理者が第十四条第三項若しくは第四項」に、「外国製造業者が第十九条の三第一項」を「外国製造業者若しくは外国生産行程管理者が第十九条の三第一項若しくは第二項」に、「農林物資の製造業者が同項」を「農林物資の製造業者又

は生産行程管理者が同条第三項若しくは第四項に、「外国製造業者が同項又は同条第二項」を「外国製造業者又は外国生産行程管理者が同条第一項から第三項まで」と、「農林物資の小分け業者が第十七条の四第一項」とあるのは「外国小分け業者が第十九条の三の二第一項」に、「又は製造業者」とあるのは「外国製造業者」を、「製造業者若しくは生産行程管理者又は小分け業者」とあるのは「外国製造業者若しくは外国生産行程管理者又は外国小分け業者」に改める。

第十九条の六の見出し中「外国製造業者」を「外国製造業者等」に改め、同条第一項中「第十九条の三第二項」の下に「又は第二項」を加え、「格付けに」を「格付に」に改め、「いう」の下に「又は外国生産行程管理者(以下この項において「承認外国生産行程管理者」という。)」を加え、「同項」を「同条第一項又は第二項」に改め、同項第一号中「承認外国製造業者」の下に「又は承認外国生産行程管理者」を加え、「含む」の下に「第四項第一号において同じ。」を加え、同項第二号中「承認外国製造業者」の下に「又は承認外国生産行程管理者」を加え、同項第三号及び第四号中「承認外国製造業者」の下に「又は承認外国生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に改め、同項第五号中「承認外国製造業者又は承認外国生産行程管理者」を「承認外国製造業者又は承認外国生産行程管理者が第五項」に改め、同条第二項中、「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「認定外国製造業者」の下に「又は認定外国生産行程管理者」を加え、同項第四号及び第五号中「認定外国製造業者」の下に「又は認定外国生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に改め、同項第六号中「認定外国製造業者」の下に「又は認定外国生産行程管理者」を加え、「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項」に改め、同項第七号中「認定外国製造業者が第四項」を「認定外国製造業者又は認定外国生産行程管理者が第五項」に改め、同条第三項中「第十九条の三第一項」の下に「又は第二項」を加え、「格付け」を「格付」に改め、「外国製造業者」の下に「又は外国生産行程管理者」を加え、「同項」を「同条第一項又は第二項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第六項中「第一項又は第二項の規定」を「第一項、第二項又は第四項の規定」に、「第十五条の二第四項中」を「同条第四項中」に、「第十九条の六第一項又は第二項」を「第十九条の六第一項、第二項又は第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「及び第二項第五号」を「第二項第五号及び前項第四号」に改め、「外国製造業者」の下

に、外国生産行程管理者又は外国小分け業者を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付する外国小分け業者に係る同項の承認を取り消すことができる。

一 外国小分け業者が第十八条第一項若しくは第三項、第十九条又は第十九条の四の規定に違反したとき。

二 外国小分け業者が前条において準用する第十九条の二の規定による請求に応じなかつたとき。

三 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において外国小分け業者に対しその格付の表示に關し必要な報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。

四 農林水産大臣がこの法律の施行に必要な限度において、その職員に外国小分け業者の店舗、事務所又は倉庫その他の場所において格付の表示の状況又は本邦に輸出される農林物資、帳簿、書類その他の物件についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

五 外国小分け業者が次項の規定による費用の負担をしないとき。

第十九条の七の見出し中「格付け」を「格付」に改め、同条本文中「格付け」を「格付」に、「又は容器」を「容器又は送り状」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該表示が第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国製造業者により同条第一項の承認又は同条第三項の認定に係る農林物資に付されたものである場合

二 当該表示が第十九条の三第二項又は第三項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国生産行程管理者により同条第二項の承認又は同条第三項の認定に係る農林物資に付されたものである場合

三 当該表示が第十九条の三の二第一項の規定に基づき格付の表示を付することができる外国小分け業者により同項の承認に係る農林物資に付されたものである場合

第十九条の七の次に次の一条を加える。
(格付の表示の除去等)
第十九条の七の二 農林物資の生産業者又は販売

業者は、その所有する農林物資(第二条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格が制定されている同条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資であつて農林水産省令で定めるものに限り。)であつて格付の表示の付してあるもの(その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。)に当該日本農林規格に適合しないことが確実となる事由として農林水産省令で定める事由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

第十九条の八第一項中「日本農林規格が制定されている農林物資(日本農林規格を制定することが必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定されると見込まれるものを含む。)」を「次に掲げる農林物資に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項に次の各号を加える。

一 日本農林規格(第二条第四項第二号又は第三号に掲げる農林物資に係る同条第三項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格を除く。以下この条において同じ。)が制定されている農林物資(日本農林規格を制定することが必要と認められる農林物資で、相当と認められる期間内にこれに係る日本農林規格が制定さ

れると見込まれるものを含む。)

二 その特性からみて日本農林規格を制定することが困難な農林物資(生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資を除く。)で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが著しく困難であるもの

第十九条の八第四項中「第七条第四項」を「第七条第二項の規定は第一項第二号に掲げる農林物資に係る同項の場合について、同条第四項」に改める。

第二十條第一項中「格付け」を「格付」に改め、同条第二項中「第十四条第二項」を「第十四条第三項若しくは第四項に、「格付け」を「格付」に改め、「付する製造業者」の下に「若しくは生産行程管理者、第十七条の四第一項の規定に基づき格付の表示を付する小分け業者を加える。

第二十一條第一項中「省令」を「農林水産省令」に改め、同項第一号中「格付け」を「格付」に、「附された」を「付された」に改める。

第二十四條中「十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「認定外国製造業者」の下に「又は認定外国生産行程管理者」を加え、同条に次の一号を加える。

七 第十九条の七の二の規定に違反した者

第二十四条の二中「十万円」を「百万円」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第十四条第三項又は第四項」に改め、「製造業者」の下に「又は生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に、「行なわせ」を「行わせ」に、「附させた」を「付させた」に改め、同条第四号中「第十九条の三第一項」の下に「又は第二項」を、「外国製造業者」の下に「又は外国生産行程管理者」を加え、「格付け」を「格付」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第十七条の四第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで、小分け業者に格付の表示を付させたとき。

第二十四条の二に次の一号を加える。

六 第十九条の三の二第一項の規定に違反して、農林水産大臣の承認を受けないで、外国小分け業者に格付の表示を付させたとき。

第二十四条の三中「五万円」を「五十万円」に改める。

第二十四条の四中「五万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「格付け」を「格付」に、「まっ消」を「抹消」に改める。

第二十五条中「法人の代表者」を「法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのある

ものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農産物検査法の一部改正)

第三条 農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「第二條第二項の」を「第二條第三項第一号に掲げる基準に係る」に改める。

理 由

最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにするとともに、品質に関する適正な表示を行わせる農林物資の対象範囲を拡大する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における食品の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、一般消費者の利益を保護するため、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まる農林物資について日本農林規格を制定できるようにするとともに、品質に関する適正な表示を行う農林物資の対象範囲を拡大する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について、生産の方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定できること。

2 日本農林規格による格付のための検査等が、生産実態に即し円滑に行われるようにするための措置として、農林物資の生産行程を管理するものを活用する制度等を整備すること。

3 一次産品の流通の実態を踏まえ、小分けが行われる場合にも一般消費者が格付の表示を手がかりとして商品選択ができるよう、小分け業者からの申請に基づき、小分け業者に小分け後の農林物資に小分け前と同一の格付の表示を付させることができること。

また、外国における生産行程管理者及び小分け業者についても、国内の場合と同様の制度を整備すること。

4 その特性からみて日本農林規格の制定が困難な物資についても、品質表示基準制度を適用し、基準を遵守しない製造業者等について指示・公表を行うことができること。

5 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、従来日本農林規格の対象になじみにくいとされてきた食品分野での規格・表示の適正化を図り、消費者の適切な食品選択等に資する措置としておおむね妥当と認めるが、農林物

資規格調査会の専門委員の構成をさらに明確化する等の修正をすることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本修正は自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の共同提案により行われたものである。

また、日本共産党の提案に係る修正案は、少数をもって否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成五年六月二日

農林水産委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

第二条の見出しを「(定義等)」に改め、同条第二項中「基準をいい、日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格を「基準」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするも

のをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準(次号に掲げるものを除く。)

二 生産の方法についての基準

4 前項第二号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資であつて、次に掲げるものについて制定することができる。

一 格付を行うには第十四条第二項第一号に掲げる検査と併せて同項第二号に掲げる検査を行うことが必要な農林物資

二 農産物検査法(昭和二十六年法律第四百四号)第六条第一項の規格が制定されている農林物資

三 その特性からみて第十四条第二項第一号に掲げる検査によつては格付を行うことが困難な農林物資

第四条第三項中「又は学識経験のある者」を「又は農林物資の品質表示に関する知識のある者」に改め、同条第六項中「又は学識経験のある者」を「又は農林物資の品質表示に関する知識のある者」に改める。

第六条中「省令」を「農林水産省令」に改める。

第七條第二項中「規格は」の下に「当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通しを考慮するとともに」を加え、「且つ」を「かつ」と、「当つて」を「当たつて」に、「附する」を「付する」に改める。

第八條第一項中「省令」を「農林水産省令」に改める。

〔別紙〕

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近の食品の生産、流通及び消費をめぐる状況は大きく変化し、従来日本農林規格の対象になじみにくいとされてきた食品分野において様々な表示の食品が多く流通しており、この分野での規格・表示の適正化を図ることが喫緊の課題となっている。

よつて政府は、今後とも日本農林規格制度及び品質表示基準制度の充実に努めるとともに、改正法の運用に当たっては、左記事項に十分留意して、消費者の適切な選択に資するよう万遺憾なきを期すべきである。

記

一 有機農業の農政上の位置付け及び今後の展開方向を明確にするとともに、中山間地域をはじめ各地域における有機農業の振興を図るための方策を検討すること。

また、中山間地域などにおいて有機農業への取り組みを助長するため、必要に応じ所要の措置を講ずること。

二 いわゆる特定JAS規格の制定に当たつて

は、利害関係人の意向が十分に反映されるよう農林物資規格調査会及びその専門委員会において十分な調査審議を行うとともに、必要に応じ公聴会を開催するなど慎重に検討を行うこと。

三 特定JAS規格に係る専門委員の選任に当たつては、生産者、流通業者、消費者等の意向が十分反映し得るような構成となるよう配慮すること。

四 有機農産物等に関する特定JAS規格については、本年四月に施行された有機農産物等の特別表示ガイドラインの実施状況等を見極めた上、その検討に着手するとともに、有機農産物の生産者、流通業者、消費者等関係者の意向を十分踏まえたものとする。

五 特定JAS規格の認証については、消費者の信頼を得るため品目の特性に応じた適切なチェック体制を整備すること。

特に、生産行程管理者の認定を行うに当たつては、その業務の重要性にかんがみ、消費者の十分な理解が得られるよう配慮すること。

その際、当該農林物資の生産行程に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え置く等生産行程管理者の業務の実効性が確保されるよう生産行程管理者に対する適切な指導、助言等に努めること。

六 小分けを行う際には、適正な表示が行われるよう小分け業者に対する十分な指導に努めると。

七 本法の制度の円滑な運用を確保するため、食料品消費モニター制度の強化等消費者情報提供対策の充実に努めるとともに、農林水産消費技術センター等の検査体制の整備充実に努めると。

八 国民の信頼に応えるため、生産から消費に至る各段階での食品の安全性を確保し、今後とも安全な食品の供給に努めること。この場合、いやすくも縦割り行政の弊に陥らぬよう関係省庁との密接な連携の下で、安全性確保のための体制整備を行うこと。

右決議する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区
虎ノ口二丁目一番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4302

定価

本号一部
送料別
税別
三円五角
〇三円